

別表（公文書室利用細則第 10 条）

一 文書又は 図画（法第 1 6 条第 3 項 の規定に基 づく利用の ために作成 された複製 物を含む。）	イ 複写機により用紙に複写したものの交付（法第 1 6 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）	用紙 1 枚につき 10 円（カラー印刷は 20 円）
	ロ マイクロフィルム（法第 1 6 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）から用紙に複写したもの	用紙 1 枚につき 10 円
	ハ スキャナ（ブックスキャナ）により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	用紙 1 枚につき 190 円（カラー印刷は 210 円）
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスク（CD-R）の再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（法第 1 6 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）	光ディスク 1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスク（DVD-R）の再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（法第 1 6 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）	光ディスク 1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
二 電磁的 記録（法第 1 6 条第 3 項 の規定に基 づく利用の ために作成 された複製 物を含む。）	イ 用紙に出力したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円（カラー印刷は 20 円）
	ロ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚 100 円 + 1 ファイルごとに 210 円
	ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚 100 円 + 1 ファイルごとに 210 円